

みとよ社協だより

しちふく

No. **65**

2022年
7月



七 つ の 福 の 結 晶



春のお話会 (4P掲載)

目次

事業報告・決算／事業計画・予算	2～3P	三豊市地域福祉活動計画(まるみプラン)	
七福通信	4～5P	生活支援体制整備事業	9P
各種相談案内	6P	三豊市こどもの居場所づくり事業	10P
三豊市ボランティアセンター		善意の寄付／物品寄付／フードバンクのお願い	11P
「みとよ きらっと☆くらぶ」開催中止のお知らせ	7P	ファミリー・サポート・センター／福祉クイズ	12P
福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)	8P		





令和3年度 三豊市社会福祉協議会 事業報告及び決算

三豊市社会福祉協議会は、市民が住み慣れた地域でみんなが助け合い、一緒に支え合うことのできる暮らしやすい地域づくりをめざし、『くらし・こころ・みらい「豊かなまちづくり」』を基本理念に各事業に取り組んでいます。しかし、新型コロナウイルス感染者数の増減は続いており終息の目途は立たず、事業活動や地域住民による地域福祉活動について、実施方法の変更など活動内容の大きな変容を迫られました。また、これまで経験したことのない社会の変化に社協職員、地域住民が直面する中で、“つながり”が途切れることなく、お互いの暮らしを気かけあい支え合うには、どうすればいいのか協議を重ねながら新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、地域の皆さま、行政、福祉関係者等と連携し、各種事業に取り組んでまいりました。

こうした中で、新たに「生活困窮者自立支援事業」を受託し、コロナ禍等の影響を受け経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある方に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行い、“誰もが安心して共に暮らせる人にやさしい福祉のまちづくり”に努めました。これらの事業の推進に、皆さまからお寄せいただいた一般会費8,607,250円(17,235戸)、賛助会費221,000円(32件)、寄附金1,703,520円(28件)は、福祉活動の推進に有効に役立てられています。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

1 法人運営事業

- 理事会・評議員会等の開催
- 地区社協への助成・活動支援

2 地域福祉事業

- 相談事業(心配ごと相談、法律相談等)
- こどもの居場所づくり事業

3 共同募金配分事業

- 福祉教育普及推進事業
- 地域我が事・丸ごと推進事業

4 生活福祉資金貸付事業

- 資金の貸付相談事務
- 新型コロナウイルス特例貸付相談事務

5 福祉サービス利用援助事業

- 日常生活自立支援
- 日常的なお金の管理、書類預り支援

6 法人成年後見等事業

- 身上監護、財産管理
- 市民後見人養成支援事業

7 生計困難者に対する相談支援事業

- 香川おもいやりネットワーク事業
- 地域全体で支援する仕組みづくり

8 生活困窮者自立支援事業

- 自立相談・子どもの学習支援事業
- 家計改善・就労準備支援事業

9 ファミリー・サポート・センター事業

- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育てホームヘルプ事業

10 居宅介護支援事業

- 要介護ケアプラン業務等

11 訪問介護事業

- 訪問介護、生活支援訪問事業等

12 障害福祉サービス事業

- 居宅での介護、相談及び助言等

13 移動支援事業

- 障がい者等の外出時の移動支援

14 高齢者デイサービスセンター事業

- 通所介護事業

15 生活支援通所事業

- 通所型サービス A 事業

16 高齢者生活福祉センター事業

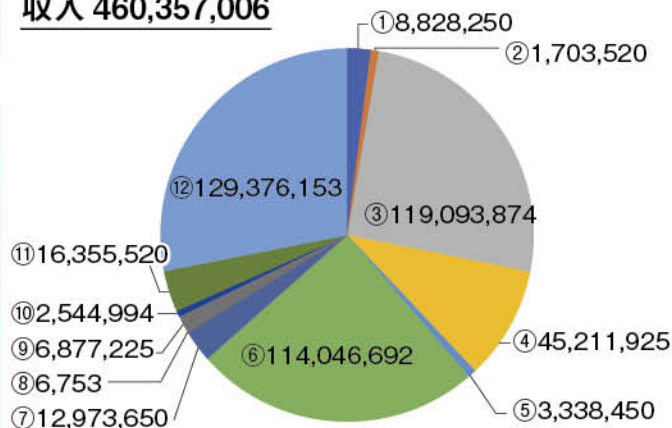
17 地域移動支援事業

18 老人クラブ・共同募金事業等

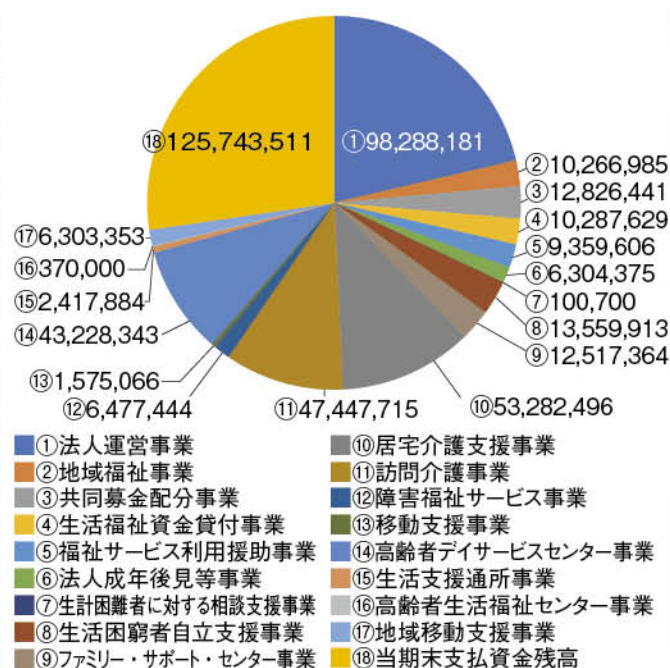
令和3年度 資金収支決算

(単位：円)

収入 460,357,006



支出 460,357,006



事業報告書・決算書・事業計画書・予算書は、ホームページに掲載しています。





令和4年度 三豊市社会福祉協議会 事業計画及び予算

三豊市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することを使命とし、以下の目標・重点施策に沿って、事業を展開してまいります。

● 第4期まるみプラン

(三豊市地域福祉活動計画)の推進

三豊市が策定する第4期地域福祉計画との整合性を図り、地域共生社会の実現に向けた計画づくりを進めます。

また、第3期計画の最終年であることから、計画のまとめと振り返りを行い、多様化する生活課題の解決に向けた取り組みについて、住民の協力を得ながら、これまでの地域活動を含めた新たな仕組みづくりを目指します。

● 介護保険事業等の収益向上

自主財源で大きな比重を占める介護保険事業等の経営状況を分析していきます。制度変更に応じ、介護報酬等、事業の対応を柔軟に行います。また、有資格者の確保に努め、人員設置基準に応じた専門性の高いサービスの提供を図ります。

また、利用者が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、関係団体との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

● 相談支援事業の強化

制度の狭間における課題や複雑多様化するニーズに対応するため、生活困窮者自立支援事業、権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業・法人成年後見等事業)、香川おもいやりネットワーク事業を関係機関・団体等と連携し推進するとともに、様々な生活課題を抱える人に対し包括的な支援を行います。

また、貸付償還相談等をきっかけとし、相談者が安定した生活を送れるよう、相談者ごとの課題解決に向けた方法について一緒に考えていきます。

● 活動財源の確保

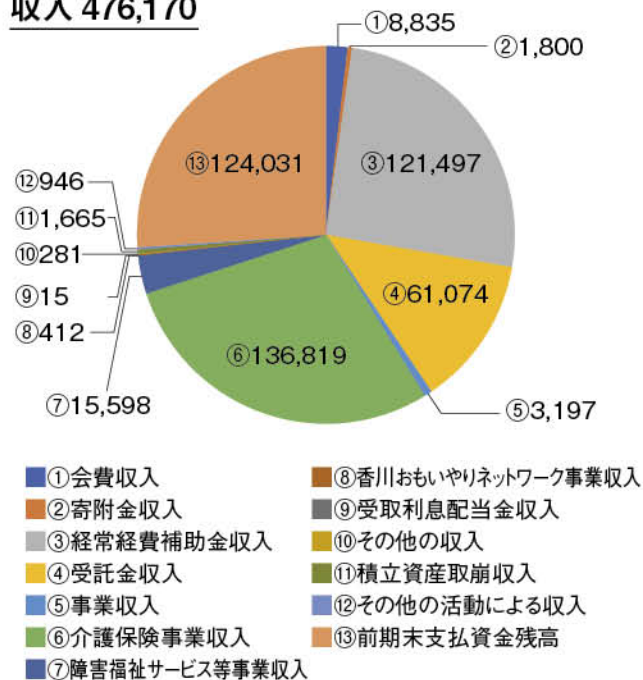
会費や寄付金がどのように使われているか、社協広報「しちふく」、ホームページ等で事業内容・事業報告等をより分かりやすいものにして情報発信を行い、地域住民・関係福祉団体、事業者等に存在意義や必要性を理解していただけるよう、役職員一丸となって取り組みます。

また、住民参加による地域福祉を推進するうえで、不可欠となる補助金・受託金について検討を行い、安定的な活動資金の確保に繋がるよう努めます。

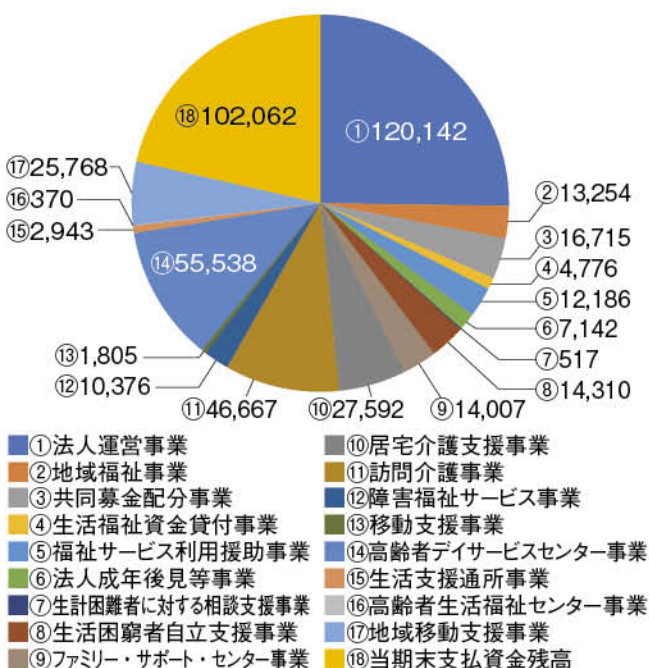
令和4年度 資金収支予算

(単位：千円)

収入 476,170



支出 476,170



通 信

春のお話し会 （高瀬子育て支援ステーション「スマはぴ」）

5月20日 高瀬



高瀬子育て支援ステーション「スマはぴ」さんでは、ボランティア団体で活動をしているおはなしの会「たかせ」さんをお願いして、春・夏・秋冬と年4回お話し会を開催。大きな絵本・紙芝居を使つての読み語り、歌を歌つたりなど、子どもたちはもちろん、大人も童心にかえつて、ほっこりとした時間が流れる、春のお話し会でした。



「スマはぴ」さんでは、毎月いろいろな催しを開催していますので、みなさんの参加お待ちしています。

庵下スミレ会 認知症サポーター養成講座

6月6日 山本



令和4年6月6日（月）庵下公民館において認知症サポーター養成講座が開催されました。サロン会員12名が参加されました。三豊市地域包括支援センター南部高齢者サポート 社会福祉士の職員が認知症の共生、予防等についてエピソードを交えながら分かりやすくお話ししてくれました。



サロンを通して地域の中で認知症や認知症の人とともに生きるまちづくりを進め、元気に生活できるためのつながりをもつ場とすることを再確認しました。今後も居場所づくり、生きがいづくり、絆づくりのために、楽しみながらふれあい・いきいきサロンを継続していきます。

みのふるさと再発見ウォーキング（大見） 三野地区まるみプラン実行委員会

4月2日 三野



毎年2月に開催している『みのふるさと再発見ウォーキング』を、今年は新型コロナウイルス蔓延防止重点措置の解除を待ち、4月に開催しました。

今回は津嶋神社を出発して大見地区を巡る、上ったり、下ったりの起伏の激しい6.5kmのコースでした。当日は肌寒い日でしたが、みのふれあいパークをはじめ、あちこちで満開の桜や菜の花を鑑賞することができ、目にも楽しいウォーキングとなりました。

途中、八丁目大師堂では弥谷寺を目指す幼少期の弘法大師様が座つて休憩したといわれる石を紹介していただきました。参加者の皆さんも好奇心いっぱいに触ったり、同じように座つたり…。普段何気なく目にしてきた物が全く違って見え、まさに三野町の再発見になったようです。



▲幼少期の弘法大師様が座られた石の上で…♪

集いの場部会 三野地区まるみプラン実行委員会

5月20日 豊中

2年振りに開催が予定されている「とよなか子ども広場」。まるみプラン実行委員会の集いの場部会では、当初「とよなか子どもキッチン」という名称で、町内の小学生が地域の方と調理や食事、運動等で交流し、楽しく集える場を提供するという趣旨のもと始まりました。

コロナ感染症防止により、調理や食事はできませんが、「ユーススポーツで交流しよう」と話し合い、「キッチン」から「広場」と名称を変えて7/16（土）開催いたします。





詫間町老連

グラウンド・ゴルフ大会

5月16日 詫間

今年で10回目を迎える詫間町老人クラブ連合会のグラウンド・ゴルフ大会が詫間町水出運動公園で開催されました。大会初参加の会員や老人クラブへ加入したばかりの会員など新しい顔ぶれが見られ、計57名が集まりプレーを楽しみました。

グラウンド・ゴルフは、コースが8ホールあり、専用のクラブでボールを打ち、スタートからホールポストまでの打数の少なさを競うスポーツです。和気あいあいとグループでコースを回り、ボールの行方に一喜一憂しながらグラウンド・ゴルフの楽しさを満喫しました。競技終了後、集計中にはホールインワン競争をして大いに盛り上がりしました。

☆大会結果(敬称略)

優勝 関 光春(松寿会)
準優勝 松下政勝(松寿会)
第三位 中谷清三(プラチナ倶楽部)
ホールインワン賞 9名



▲競技終了後のホールインワン競争も楽しみのひとつです♪

仁尾町老人クラブ連合会総会

4月27日 仁尾

仁尾町老人クラブ連合会総会が仁尾町文化会館にて行われました。コロナ禍で、人数制限等があり思うような行事はできませんが、工夫しながら今年度も老人クラブの活動をしていきたいと思います。

また、2年ぶりに復活した総会後の、憩いのひとときでは大正琴さざなみ会による大正琴の演奏がありました。参加者は口ずさむことはできませんでしたが、曲に合わせてリズムをとる人もおり、とても和やかな雰囲気となりました。



財田町防災センターが完成

緊急時の避難所としても利用

5月16日 財田

三豊市財田町財田中地区の旧財田中小学校運動場敷地の一部に三豊市財田町防災センターが3月に完成しました。

5月16日に、財田地区社会福祉協議会の理事4名が三豊市危機管理課職員から説明を受け見学しました。

説明では、この財田町防災センターは4月1日に避難所指定を受け、有事の際には地域の避難所として使われるほか、防災に関する研修会などにも利用できるということです。また、建物には町内の二分団の屯所機能があるほか、災害時の備蓄倉庫も併設されており、飲料水や食料、テント等の災害備蓄品を多数置くことができ、今後、計画的に保管数を増やす予定であるとお聞きしました。

財田地区社会福祉協議会は現在、発電機のほか災害時の備蓄品として飲料水・食料(クラッカー)、パティーション、マスクなどを購入し保管しています。



各種相談日程

令和4年7月～9月

弁護士による無料法律相談(予約制)

日常生活で抱える財産・人権・家族等の問題に対して、無料で弁護士による指導及び助言を得ることができる場を設けています。

三豊市社会福祉協議会にて電話予約が必要です。

予約受付 電話番号 0875-63-1014

受付開始 予約受付開始日の12時からとし、定員になり次第締め切ります。

相談月	予約受付開始日	相談日・開催場所			原則毎月第1・第2・第3火曜日 13時～15時30分 相談時間は1名につき30分以内
7月	6月20日(月)	5日(三野)	12日(豊中)	19日(詫間)	
8月	7月20日(水)	2日(仁尾)	9日(財田)	16日(高瀬)	
9月	8月22日(月)	6日(山本)	13日(三野)	20日(豊中)	

※新規相談者を優先させていただきます。

※新型コロナウイルスの感染状況等により、相談場所を変更または開催を中止することがあります。

民生委員による心配ごと相談

地域の身近な相談役である民生・児童委員を中心に依頼し、悩み事を気軽に話せる場として実施します。

相談月	相談日	相談日・開催場所	原則毎月第3水曜日 13時～15時 予約は不要です。 直接会場へお越しください。
7月	7月20日(水)	全7支所	
8月	8月17日(水)		
9月	9月21日(水)		

※新型コロナウイルスの感染状況等により、相談場所を変更または開催を中止することがあります。

社協職員による社協電話相談

社協職員が電話で相談をお受けし、地域の課題や生活課題の早期発見と課題解決へ繋がります。

相談月	相談日	相談先 電話番号	原則毎月第4木曜日 10時～12時 予約は不要です。
7月	7月28日(木)	0875-63-1014	
8月	8月25日(木)		
9月	9月22日(木)		

その他の相談

○ボランティア相談	ボランティアに関する相談は本所・各支所で随時応じています。
○介護相談	介護に関する相談は 在宅福祉サービス課 で随時 応じています 。 高瀬町社会福祉センター内 電話番号 72-0122

相談場所所在地 (無料法律相談・心配ごと相談)

高瀬	高瀬町社会福祉センター内	三豊市高瀬町下勝間2449番地1	TEL 72-4955
山本(本所)	三豊市役所山本庁舎内	三豊市山本町辻333番地1	TEL 63-1014
三野	市民センター三野内	三豊市三野町下高瀬1978番地1	TEL 72-2800
豊中	三豊市役所豊中庁舎内	三豊市豊中町本山甲201番地1	TEL 62-1012
詫間	マリンウェーブ内	三豊市詫間町詫間1338番地127	TEL 83-2460
仁尾	市民センター仁尾内	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2	TEL 82-2042
財田	財田町国保高齢者保健福祉支援センター内	三豊市財田町財田上2141番地	TEL 67-0115



三豊市ボランティアセンター

★ボランティアとは…

ボランティアとは、誰もが住みよい社会を作るために、自ら進んで活動をする人のこと、または、活動そのものをボランティアということもあります。ボランティア活動とは、何も特別なことを行うわけではありません。自分にできることをできる範囲で行っていく活動のことです。

三豊市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をされている方やこれから活動をはじめたい方、福祉ボランティア活動の依頼をしたい方などへ情報提供や調整、講座の開催や福祉教育の推進、福祉教材の貸出を行っています。

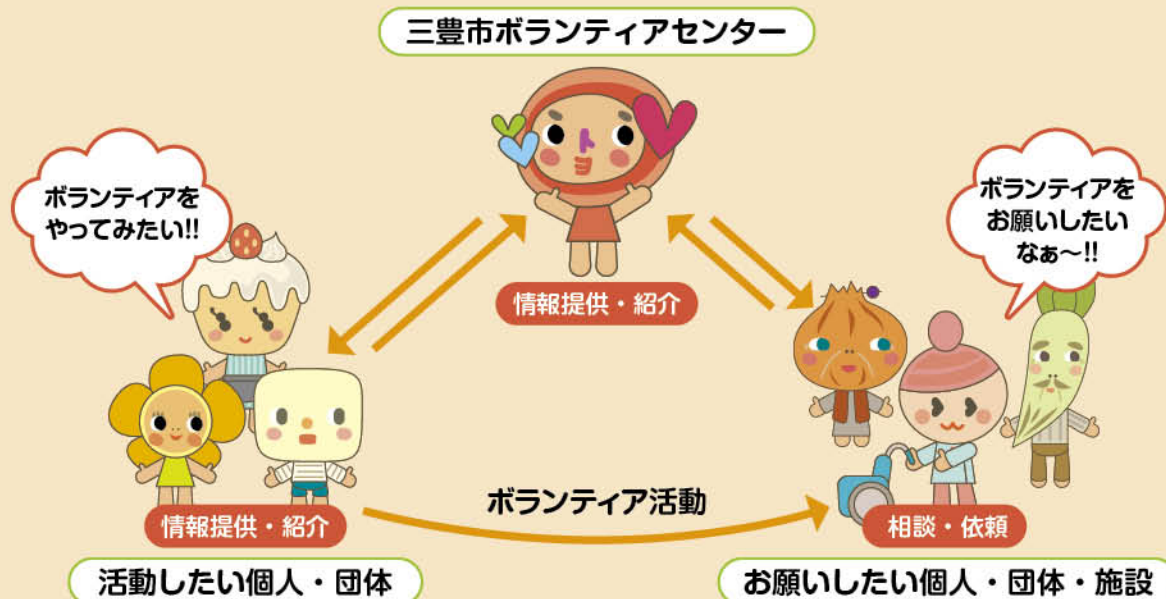
ボランティアの参加について

三豊市ボランティアセンターに登録をすると、登録情報をもとに、ボランティア活動先の紹介やボランティアに関する研修・講座の案内などの情報提供をします。ボランティア登録には、個人と団体の2種類があります。

ボランティアの依頼について

ボランティアをお願いしたい、ボランティア活動の場を提供したい方は、詳しい内容や日時等を三豊市ボランティアセンターへお電話、もしくはボランティア依頼カードをご提出ください。

※ボランティア依頼を受付しても、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。



各種登録の様式は社会福祉協議会へお越し頂くか、三豊市ボランティアセンターのホームページよりダウンロードできます。

三豊市ボランティアセンターホームページはこちら ▶



令和4年度「みとよ きらっと☆くらぶ」開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「みとよ きらっと☆くらぶ」は、皆さまの健康と安全面を第一に考慮し、やむを得ず中止となりました。

ご利用を予定されていた方、また、ボランティアとしての参加を予定されていた皆さまには、大変申し訳ございませんが、ご理解ご了承くださいますようお願いいたします。



福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

高齢の方で日常生活に支援が必要な方や、障害のある方(知的障害者・精神障害者)が自立した地域生活を送ることができるように、相談や助言を行うことで、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をお手伝いします。

★利用するには

契約行為が理解でき、ご本人の利用希望の意思が確認できること

この事業における契約行為とは、ご本人(利用者)と社会福祉協議会の間で福祉サービス利用援助契約を締結することをいいます。家族や代理の方との契約は結ぶことができません。(但し、成年後見人等と契約を結ぶことは可能です。)

また、福祉サービスを利用する際の手続きや申請、日常的な金銭管理等利用者の権利に深く関わった援助をするため、あくまでもご本人(利用者)の意思が確認できることが前提となります。

！例えば、次のようなことでお困りの方で、利用の希望がある方はご相談ください。

- 通帳や印鑑を何度も紛失してしまうようになった
- 日常生活に必要な手続きや、公共料金の支払いが自分でできなくなった
- お金のやりくりや支払いの優先順位がつけられずに困っている
- 書類や郵便物の管理・手続きができなくなった
- 介護保険や障害のサービスを受けたいけれど、説明を聞いてもよくわからない
- 悪質商法や、訪問販売で勧められるがまま、必要のない高額商品を購入してしまった



★サービス内容

福祉サービス 利用援助

- 福祉サービスを利用するために必要な手続き援助
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き援助

日常的な金銭管理 サービス

- 公共料金の支払いや年金などの受領確認、生活費の払戻など日常のお金の管理

書類等預かり サービス

- 定期預金通帳や年金証書など大切な書類の預かり
※「書類等の預かりサービス」のみの利用はできません。

★相談から支援までの流れ

1

相談

三豊市社会福祉協議会までご相談ください。
相談内容等 プライバシーは厳守いたします。

2

訪問

専門員が訪問し、お話を伺います。

3

支援計画策定

専門員がご本人の希望などを確かめて、支援計画を作ります。
支援計画には具体的なサービスの内容が書かれています。

4

契約締結

ご本人の意思を確認し、支援計画を契約します。
その後、支援計画にそって専門員または生活支援員が訪問します。



契約までの相談は無料

契約後は有料



1回利用するごとに
1,500円
(生活保護受給者は
無料)



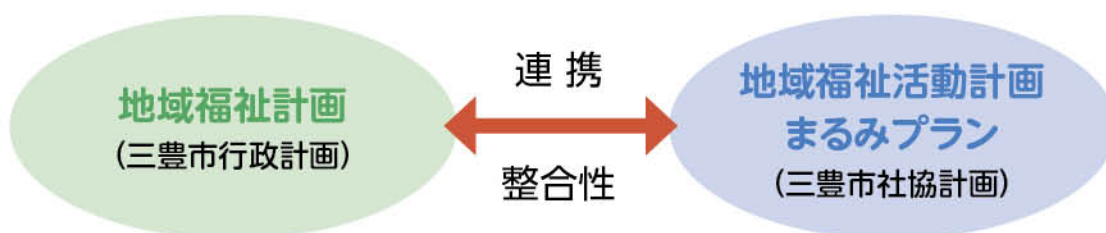
三豊市地域福祉活動計画(まるみプラン)



◎地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、三豊市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められる行政計画です。高齢者、障がい者、子ども、健康づくりなど福祉分野共通の理念と取組を定めるもので、福祉分野の上位計画として位置付けられます。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域の方と社会福祉協議会が地域福祉活動に取り組むための活動・行動計画です。すべての住民、地域で福祉活動を行う者、福祉の活動及び事業の推進を目的とする全ての団体等が相互に協力をして、地域福祉活動に取り組むための指針となるものです。



地域福祉の基本的な方向性を示す「地域福祉計画」、地域福祉の具体的な活動を示す「地域福祉活動計画」の両計画が連携し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを考えていきます。

《生活支援体制整備事業の取り組みの紹介》



生活支援体制整備事業とは、

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくためには、多様な主体による生活支援サービスの提供体制を構築する必要があります。

この事業では、日常生活圏域において生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の生活体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に取り組みます。(三豊市から業務委託をうけて実施しています)

具体的な取り組み

【第2層協議体の設置状況】

①第2層協議体の開催

月1回程度、各地区で会議を開催し地域の情報共有や課題等について意見交換を行っています。

②第1層協議体の設置検討

必要な場合は、第2層協議体等から第1層協議体のメンバーを選定し、会議を開催し、情報共有や意見交換を行います。

③介護予防ボランティア養成講座、フォローアップ研修の開催

年に1回、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やフォローアップ研修を行います。

	名 称	発足年度	人 数	開催頻度	主な協議内容
高瀬町	朝日の会	R2	7人	月1回	地域の情報共有、地域活動に向けた協議
山本町	どんぐりの会	R2	12人	月1回	高齢者を始めとした地域の居場所づくり
三野町	福祉のまちづくり会 みの	H30	6人	不定期	地域の実情から制服等リユース事業を展開。その他買物代行サービスを試行的に開始。地域活動にむけた協議
豊中町	とよなかタイム	R2	約20人	不定期	地域の実情と情報共有
詫間町	詫間地区協議体	R1	8人	月1回	地域の情報共有、地域活動に向けた協議
財田町	もっこくの会	R2	11人	月1回	地域の困りごと
仁尾町	仁尾地区協議体	R3	15人	月1回	地域の実情と情報共有



善意の寄付

三豊市社会福祉協議会では、皆さまからの善意のご寄付を、地域福祉・在宅福祉の推進などに有効活用させていただいております。本誌をもって改めて厚くお礼申し上げます。

寄付にご協力お願いします

本会の財源の一つが、皆さまから寄せられる会費や寄付金です。こうした財源は地域福祉事業を行う上で大きな支えとなっています。

金額の多少を問わず、年間を通して本所・各支所で受け付けています。どうぞ温かいお気持ちをお寄せください。なお、本会への寄付は寄付金控除の対象となります。

賛助会員

令和4年3月～5月受付分 (順不同・敬称略)

有限会社 藤川
大西文具店

本会の趣旨にご賛同いただき、お寄せいただいた会費は、市内全域の地域福祉活動の推進における貴重な財源として有効活用させていただきます。納入いただいた法人・団体等の皆さまへ、本誌をもって改めて厚くお礼申し上げます。

令和4年3月～5月受付分 (順不同・敬称略)

高瀬町 小野 和也

財田町 菅原 順三
西原 聡

山本町 (故)安藤 武彦
近藤 秀範

丸亀市 (故)宮武 政一

豊中町 斉藤 清紀

兵庫県 眞屋 順一

団 体 高瀬町 上高瀬小学校児童会
高瀬町 高瀬町カラオケ同好会
三野町 吉津小学校児童会
豊中町 サニーコミケ実行委員会
詫間町 香川高専ジャグリングサークルSPOT
詫間町 香川県建設労働組合三豊支部
詫間町 四国倉庫株式会社

物品寄付 令和4年度(令和4年3月11日～令和4年5月31日現在)

みなさまからの心温まるご寄付ありがとうございました。お預かりしたご寄付は市内の福祉活動を充実させるために活用します。

(順不同・敬称略)

昭和紙工株式会社【ウエットタオル】

讃岐罐詰株式会社【ジャム】

株式会社 味のちぬや【コロッケ、メンチカツなど】

株式会社 OFA【イチゴ】

ファミリーマートフードドライブ店舗【食料品】

東洋羽毛中国四国販売株式会社

【お菓子、緑茶、海苔、食塩、カップラーメン、レトルト食品】 ほか

団体延べ 1件【食料品(お菓子、カップラーメン、レトルト食品等)】

個人延べ 6件【食料品(玄米、缶詰、果物等)、飲料、電子レンジ、パット、おむつ等】

フードバンク・モノバンクのご協力をお願いします。

規格外や賞味期限が近づいて捨てられてしまう食べ物がある一方で、食べ物に困っている人がいます。また、まだ新しく、十分使える日用品や家電製品をリユース(再利用)として必要としている人がいます。

日頃より地域の皆さまからお米、お菓子、冷蔵庫、電子レンジなど、気持ちのこもったご寄付をいただきありがとうございます。いただいた食料品や品物は、緊急的に困っている方へお渡ししています。今後も引き続きフードバンク・モノバンクのご協力をよろしくお願いいたします。

【食料品例】

穀類(お米、麺類等)

保存食(缶詰、瓶詰等)

インスタント食品・レトルト食品等

※未開封のもの

※賞味期限の明記があり、賞味期限が1ヵ月以上あるもの

【品物例】

家電製品(冷蔵庫、洗濯機、テレビ等)

日用品(タオル、洗剤、生理用品等)

※新しく商品として使用できるもの

(付属品の欠品、カビ臭、著しい汚れ、破損があるものは受け付けできません)



ご不明な点などは事前に三豊市社協までご相談をお願いします。TEL.63-1014



令和4年7月1日発行